

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月30日
【会社名】	株式会社ストライダーズ
【英訳名】	Striders Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 早川 良太郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町四丁目6番2号
【電話番号】	03(6910)8390
【事務連絡者氏名】	財務・経理部長 前原 宏信
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町四丁目6番2号
【電話番号】	03(6910)8390
【事務連絡者氏名】	財務・経理部長 前原 宏信
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	(株式) その他の者に対する割当 184,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	800,000株	単元株式数 100株 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 上記普通株式(以下「本新株式」といいます。)は2025年5月30日開催の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	800,000株	184,000,000	92,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	800,000株	184,000,000	92,000,000

(注) 1. 本新株式の募集は第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、92,000,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期間
230	115	100株	2025年6月16日		2025年6月16日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に当社と割当予定先との間で、それぞれ本新株式に係る新株引受契約(以下「本新株引受契約」といいます。)を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までに各割当予定先との間で本新株引受契約を締結しない場合、これらの者に対する第三者割当による本新株式の発行(以下「本資金調達」といいます。)は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ストライダーズ 財務・経理部	東京都中央区日本橋室町四丁目6番2号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友銀行 青山支店	東京都港区南青山5丁目9番12号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
184,000,000	3,800,000	180,200,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用(2,500,000円)、割当先調査費用(300,000円)、その他登録免許税、証券保管振替機構登録費用等(1,000,000円)となります。
 3. 調達資金を実際に支出するまでは、当社銀行口座にて管理いたします。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
新規事業投資資金 (プロジェクト初期不動産取得資金)	180.2	2025年7月～2026年10月

募集の目的及び理由

本資金調達の目的及び理由

当社は、「挑戦する個人・企業を応援し、すべてのステークホルダーと感動体験を共有し、より良い世界を創造する」ことを企業理念に掲げ、「Stride with Challengers(挑戦者達と共に闊歩する)」というコーポレートスローガンを合言葉に、本届出書提出日現在、子会社7社及び関連会社1社から構成される当社グループでは不動産、ホテル、投資の3事業を主軸として、企業活動を展開しております。

不動産事業は「豊かな居住空間の実現」を、ホテル事業は「地方創生・地域活性化」を、投資事業は「アジアの投資家・スタートアップとの連携」を重要テーマに掲げ、また親会社である当社が日本とアジアをつなぐゲートウェイとしての役割を担いながら、これら3つの事業領域のシナジーをより高めております。さらに当社グループでは、事業を通じてスポーツ、アート、日本の伝統文化の発展を支援することで、経済だけでなく社会の活性化にも寄与していく所存であります。

他方で、2030年に向けた「持続可能な開発目標」や、サステナブルな循環型社会への変容に対して、企業として責任ある役割を果たすことが重要になっている現状を踏まえ、不確実で変化が早い時代において、柔軟かつ能動的に対応できる人材の育成や外部人材との連携を強化することで、主軸事業のさらなる価値向上と新規事業の創出に努めております。

主軸事業の一つである投資事業は、国内外への投資を行っておりますが、いままではコンサル事業を主体としてきたM&Aグローバル・パートナーズ株式会社(以下「MAGP」といいます。)を軸にホテル事業との連携を図りながら、インバウンド需要の拡大を捉えて観光関連事業への投資に注力していく予定です。特に、リピート客の増加と、趣向の多様化によって、外国人観光客の訪問地も京都、東京、大阪等の定番の観光地から、国内でもあまり知名度が高かったものの、外国人観光客の視点で、新しい魅力を発見できる地方に点在する自然豊かな地域へとその訪問先が拡大しております。また、海外に比較して宿泊価格が安く、治安が安全な日本のリゾート訪問のニーズを高く、来日する発着地も地方空港を活用することが増えております。

このような状況の中、当社は投資事業の更なる収益拡大を目的に、成田ゲートウェイホテル及び倉敷ロイヤルアートホテルでの経営を経て、培ってきた宿泊ビジネスの経験を生かして、さらに進化した形態での観光・宿泊需要の取り込みを図るべく、MAGPにおける新規事業投資として位置づけ、地方の観光地においてヴィラ形式の宿泊施設の建設と運営を行うことといたしました。最近の外国人観光客の傾向としては、ファミリー単位で訪日し、一棟貸してプライベートな空間を楽しむことを好む傾向があり、いわゆる敷地面積の大きい土地にヴィラを建設するパッケージンレンタルが人気となっております。また、ペットライフが根付いたことによりファミリーでペットと一緒に観光地に長期逗留することが一般化してきており、ペット受入ができる施設の需要も高まっています。併せてコロナ期を経て、ワーケーションといった新しいライフスタイルが注目を集めており、このようなヴィラ型の需要は増加すると考えられます。大都市部や定番観光地での物件は、価格高騰により、取得が困難になっており、また、表面的には高価格での宿泊料金が取れる物件においても、投下金額の割には投資採算が低下しております。高額物件への投資を回避し、地方でのアセット取得により、投資金額を抑制することにより、米国と中国との貿易摩擦など、景気の先行き不透明化による将来的な観光需要の増減へのレジリアンスを確保することができます。さらに、将来的な地方活性化への貢献も視野にいれて決断したものです。

新規事業投資としては、独自の新規ブランドを創造し、日本の文化や自然に触れることができるユニークな宿泊体験を提供します。また、スマートフロントシステムの導入により、オペレーションコストを抑制することができ、労働人口が減少している地方の遠隔地域でも効率的な運営を可能にします。四季折々の景色を楽しめる地方のヴィラなど、海外旅行者にとって非日常的で魅力的な滞在を実現します。

当社は、本新株式の発行を実施し、更なる収益拡大を安定的に確立するため、地方を中心にした宿泊施設を展開のための事業投資を行い、当社の企業価値・株式価値の向上を図るよう邁進していく所存であります。

本資金調達方法を選択した理由

a. 新株式発行による増資

・公募増資

公募増資による新株式の発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えております。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、実施できるか否かもその時点での株価や市場全体の動向に大きく左右され、資金調達の機動性という観点からみても本資金調達によるメリットの方が大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

・株主割当増資

株主割当増資では、既存株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としても調達資金の額を推測することが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

b. 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は、発行時点では全額が負債として計上されるため、行使がなされない限り自己資本比率の向上に貢献しないこと及び企業価値・株式価値向上を目指す当社の方針から乖離することから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

c. 新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や、時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、割当先となる既存株主の参加が不透明であり、当社が必要とする資金調達を実現できない可能性がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があること及び企業価値・株式価値の向上を目指す当社の方針と乖離することから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

d. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等

行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(MSCB)及び行使価額修正条項付新株予約権については、その発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換及び行使により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換及び行使の完了までに転換及び行使により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいこと及び企業価値・株式価値の向上を目指す当社の方針と乖離することから、今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

e. 借入れ・社債による資金調達

金融機関からの借入れ又は社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、自己資本比率の向上及び財務基盤の安全性を確保しながら投資を敢行していく当社としては、新規事業投資における負債での調達は限定的にすべきと考えました。また、リゾートヴィラ施設建設のためには、土地取得を先行させる必要がありますが、プロジェクト初期の不動産取得資金の調達は、金融機関からの理解を得るのが難しく、また、プロジェクト資金を提供いただく予定の金融機関からも宿泊施設取得にあたっては、エクイティとデットとのギアリンクレシオ(自己資本に対する負債の割合)の制約を受けるところから、新規事業投資としてのリスクを考えると、エクイティとしての調達が必要で、借入・社債での調達のみでは、今回の新規事業投資における資金調達方法として適切でない判断いたしました。

当社は、今回の資金調達に際して、後述の「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおり、更なる収益拡大を安定的に確立するための新規事業投資に充当することを考慮するとともに、各種資金調達方法について慎重に検討した結果、現段階において、迅速かつ確実に資金調達が可能である第三者割当による本新株式の発行での本資金調達が最善の方法であると判断いたしました。

本新株式の発行による株式数800,000株に係る議決権数は8,000個となり、当社の総議決権数80,978個に占める割合が9.88%に相当し、当該割合において当社株式に希薄化を生じることになります。

しかし、本新株式の発行による調達資金を、更なる収益拡大を安定的に確立するための新規事業投資に充当し、当社の企業価値・株式価値の向上を図ることが、当社の中長期的な株式価値の向上につながり、その結果、既存株主の皆様利益に資するものと当社取締役会は判断し、本新株式の発行による資金調達を決定しております。

具体的な資金使途

本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途は以下のとおりです。

主軸事業の一つである投資事業において、連結子会社M & A グローバル・パートナーズ株式会社の新規事業投資として、地方の観光地におけるヴィラ形式の宿泊施設の事業を開始いたします。リゾートヴィラ施設建設のためには、土地取得を先行させる必要がありますが、調達する資金にて、プロジェクト初期の不動産取得資金に充当いたします。

< 新事業資金計画 >

本新株式発行による調達資金	180百万円(初期不動産取得資金)
借入金	405百万円(建設物件担保による金融機関借入金)
合計額	585百万円

ヴィラ施設事業建設資金内訳

(単位：百万円)

項目	支出内容	費用概算額
土地取得費用	約400坪 × 15か所 坪単価約3万円	180
建物建築費用	木造平屋建て40～50㎡ × 15棟 1棟あたり約2,000万円	300
外構・インフラ整備費用	駐車場・アプローチ、給排水引込、ガス電気整備	30
家具・家電・備品費用	ベッド、キッチン設備、冷暖房、調理道具など(1棟あたり200万円)	30
設備・IT系システム	スマートロック、予約システム、決済端末	15
許認可・行政手続き費用	簡易宿所/旅館業許可、消防設備、設計対応費用など	15
開業準備・プロモーション費	ウェブサイト制作、SNS広告、OTA登録、ロゴ制作など	15
合計額		585

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先

1 マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

a．割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦(100%)

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社株式の2.15%を保有する既存株主であります。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

2 福光 一七

a．割当予定先の概要

氏名	福光 一七	
住所	大阪府大阪市西成区	
職業の内容	主な勤務先の名称及び役職	株式会社ジャパンシルバークリース 代表取締役
	所在地	大阪府大阪市西区南堀江一丁目21番4号
	事業の内容	毛皮、レザー、布帛、ニット、ダウン、バックなどのOEM/ODM 毛皮付属製造輸入卸

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社株式の1.66%を保有する既存株主であります。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

3 村瀬 晶久

a．割当予定先の概要

氏名	村瀬 晶久	
住所	東京都千代田区	
職業の内容	主な勤務先の名称及び役職	株式会社ストライダーズ 社外取締役 監査等委員
	所在地	東京都中央区日本橋室町四丁目 6 番 2 号
	事業の内容	不動産、ホテル、投資事業

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社株式の1.23%を保有する既存株主であります。
人事関係	当社社外取締役 監査等委員であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社より役員報酬を受領しております。

(注) 「a．割当予定先の概要」及び「b．提出者と割当予定先との間の関係」の欄は、2025年5月30日現在におけるものであります。

(2) 割当予定先の選定理由

本新株式の割当予定先として上記割当予定先を選定いたしました理由は、以下のとおりです。なお、当社は、当社の資金使途目的、資金使途時期及び調達額を考慮し、確実に資金調達を実現するために、本新株式の割当予定先以外とは協議することなく、上記3者が適切であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

(マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先として選定した理由)

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下「マイルストーン社」といいます。)は、2012年2月に、代表取締役の浦谷 元彦氏により設立された、東京に拠点を置く企業育成の投資事業を目的とした株式会社であります。既に日本の上場企業で投資の実績があり、払込みも確実にしている会社であります。また、当社とマイルストーン社とは、当社連結子会社であるMAGPの企業再生案件を通じて知り合うこととなりましたが、現在も共同にて投資案件等において情報交換を行う関係です。このような関係において、今年3月の情報交換の場において、当社の今後における企業価値・株式価値の向上を目的とする更なる収益拡大を確立するための新規事業投資を実施していくこと及び当社が資金調達を検討していることを説明したところ、マイルストーン社より当社が企業拡大又はそれに伴う当社の資金需要逼迫時の資金援助に応じる旨の申し出を承り、これを受けて、当社取締役会は、当社の状況を考慮し、確実に資金調達を実現するためにも、本新株式の割当予定先として、マイルストーン社が適切であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

(福光 一七氏を割当先として選定した理由)

福光 一七氏は大阪及び海外を中心に事業を行っている実業家であります。当社の株式を純投資先として、2025年3月末株主名簿時点において保有されていた投資家であり、当社代表取締役会長である早川とは当社を通じて知り合い、実業家として意見交換する間柄であります。今年3月の当社代表取締役社長及び会長との意見交換の際において、当社の今後における企業価値・株式価値の向上を目的とする更なる収益拡大を確立するための新規事業投資を実施していくこと及び当社が資金調達を検討していることを今年3月の意見交換時に説明したところ、当社の企業拡大又は当社の資金需要逼迫時には、資金援助等に応じる旨の申し出を承り、これを受けて、当社取締役会は、当社の状況を考慮し、確実に資金調達を実現するためにも、本新株式の割当予定先として、福光 一七氏が適切であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

(村瀬 晶久氏を割当先として選定した理由)

村瀬 晶久氏は2023年6月より当社常勤監査役(社外監査役)に就任後、2024年6月より社外取締役 監査等委員を務めております。当社が当社の今後における企業価値・株式価値の向上を目的とする更なる収益拡大を確立するための新規事業投資を実施していくこと及び当社が資金調達を検討していること、同氏以外の割当予定先との協議を行っている過程の中で、同氏より少数株主の代弁者としてより一層の株主共同利益を図る動機付けを強化共有するため及び株価変動についてのリスクを他の一般株主の皆様と共有したいとの申し出がありました。その要望を受けて、当社取締役会は、当社の状況を考慮し、確実に資金調達を実現する要請を踏まえつつ、本新株式の割当予定先として選定いたしました。なお、同氏が、監査等委員であり、第三者割当による本新株式の発行を含め、当社経営を監督する立場に現にあることから、当社は、同氏を割当予定先として選定するにあたり、本新株式の払込価格その他の発行条件についての当社と他の割当予定先との協議に参加せず、当社と他の割当予定先との間で決定した条件をそのまま応諾することを本新株式の割当予定先として選定する条件として同氏に承諾させております。

(3) 割り当てようとする株式の数

本新株式は、マイルストーン社に500,000株、福光 一七氏に200,000株、村瀬 晶久氏に100,000株それぞれ割り当てます。

(4) 株券等の保有方針

本新株式の割当予定先である、マイルストーン社の代表取締役である浦谷 元彦氏及び福光 一七氏より、本新株式の取得後は株式価値を毀損させないように十分考慮した上で、株式の売却により利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はないこと、さらに、当社株式を売却する場合には、当社株式の流動性や市場動向等に可能な限り配慮しながら実施する旨の意向を口頭にて表明していただいております。また、当社社外取締役である村瀬 晶久氏より、長期保有の投資方針であることを口頭にて表明していただいております。

加えて、当社は本新株式の割当予定先より、割当予定先が払込期日から2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書を受領する予定であります。

なお、当社が割当予定先である、マイルストーン社及び福光 一七氏の各氏との間でそれぞれ締結する予定の本新株式引受契約には、同氏が当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨及び可能な限り市場動向を勘案しながら本株式を売却していく旨の意向を有していることを表明し保証する旨を規定する予定です。また、当社が割当予定先として、当社社外取締役である村瀬 晶久氏との間で締結する予定の本新株式引受契約には、同氏が本新株式を長期保有する旨の意向を有していることを表明し保証する旨を規定する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社と割当予定先との間で締結予定の本新株式引受契約において、払込期日に払込額を全額払い込むことを法的責任(本新株式引受契約に基づく割当予定先の義務に違反があった場合、かかる違反に基づき相当因果関係の範囲内で当社に生じた損害等を、当社の請求により当社に対して補償する。)として義務付けることを予定しております。

マイルストーン社の本新株式の払込みに要する資金につきましては、マイルストーン社よりマイルストーン社の2025年5月7日現在の預金口座の通帳の写し並びに2025年1月期決算書の写しをそれぞれ入手し、預金残高が本新株式の払込金額を上回っていることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認するとともに、本新株式を引き受ける際に出資の払込みを必ず実行することを約束する旨の意向表明書を4月15日に入手しております。

福光 一七氏の本新株式の払込みに要する資金につきましては、福光 一七氏の2025年4月14日現在の預金口座の写しを入手し、福光 一七氏が代表を務める株式会社ジャパンシルバーフリースとの金銭消費貸借契約(金額300万円、年利0.5%、2025年12月末一括返済)に基づき借入れを実施した資金であること及び当該金銭消費貸借契約に係る契約書を確認するとともに、預金残高が本新株式の払込金額を上回っていることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認するとともに、本新株式を引き受ける際に出資の払込みを必ず実行することを約束する旨の意向表明書を4月20日に入手しております。

村瀬 晶久氏の本新株式の払込みに要する資金につきましては、村瀬 晶久氏の2025年4月10日現在の預金残高を入手し、預金残高が本新株式の払込金額を上回っていることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認するとともに、本新株式を引き受ける際に出資の払込みを必ず実行することを約束する旨の意向表明書を4月20日に入手しております。

当社は、上記内容をもって割当予定先が本新株式の払込みに要する十分な資金を保有していると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

1. 当社は割当予定先、割当予定先の役員、主要株主及び割当予定先に関連する法人が反社会的勢力の影響を受けている事実及び犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかったことを当事者へのヒアリング、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索等により確認いたしております。また、上記とは別に、割当予定先(マイルストーン社、福光 一七氏、村瀬 晶久氏)が反社会的勢力の影響を受けているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関であるレストルジャパン21株式会社(東京都千代田区内神田1-7-5旭栄ビル代表取締役 野畑 研二郎)に調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先及び割当予定先の役員、主要株主のいずれについても、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報及び違法行為に関わりを示す事項がない旨の調査報告書を2025年4月25日に受領しております。さらに、当社は、割当予定先との間で締結する本新株式引受において、割当予定先から、反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の表明保証を定める予定です。
2. 当社は、割当予定先から、割当予定先、当該割当予定先の役員又は当該割当予定先及び当該割当予定先の主要株主が、暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者(以下「暴力団等」といいます。)である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は当該割当予定先及び当該割当予定先の主要株主が資金提供その他行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は当該割当予定先の主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実がない旨の確認書を2025年4月25日に受領しております。
3. 上記1.及び2.を踏まえ、当社としては、割当予定先、割当予定先の役員又は割当予定先の主要株主が暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、割当予定先の役員又は割当予定先の主要株主が資金提供その他行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、割当予定先の役員又は割当予定先の主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実がないと判断しており、当社は、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株式の譲渡については、該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の発行価額は、割当予定先と協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である2025年5月29日の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値から9.80%ディスカウントである230円(円未満の端数切捨て)となります。

なお、本新株式の発行価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均256円に対するディスカウント率は10.16%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均247円に対するディスカウント率は6.88%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均229円に対するプレミアム率は0.44%となっております。取締役会決議日の前営業日における終値からディスカウントした価格を採用することといたしましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で決定いたしました。

また、発行価額を9.80%ディスカウントした理由としましては、当社の資金需要、既存株主の皆様にご与える影響等を考慮し、また、割当予定先から直近の外部要因による著しい市場変動と同様に当社の株価変動が著しいこと及び今後の市場不安等を考慮することを要望され、それを踏まえて割当予定先と協議、交渉した結果、時価より9.80%ディスカウントした価額での発行が適切であるとの結論に至り、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日である2025年5月29日における株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値である255円の90.20%の金額である230円といたしました。

当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日制定)に準拠しているものと考え、割当予定先と十分に協議の上決定いたしました。なお、当該発行価額につきましては、「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日 日本証券業協会)の原則に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、割当予定先である当社取締役の関係会社及び当社社外取締役との重要な取引等における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を考慮した上で本新株式の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、割当予定先に特に有利でなく、本新株式の発行は有利発行には該当せず適法であるとの判断のもと、本新株式の発行につき決議いたしました。

また、割当予定先であり社外取締役、監査等委員である村瀬 晶久氏を除いた当社監査等委員会から、当社の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価額が、割当予定先に特に有利でなく、本新株式の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数は800,000株(議決権数8,000個)となり、2025年3月31日現在の発行済株式総数8,912,089株(議決権数80,978個)に対して8.98%(議決権数比率9.88%)に相当し、当該割合において当社株式に希薄化が生じることとなります。

なお、本第三者割当により発行される新株式につき、割当予定先であるマイルストーン社及び福光 一七氏からは純投資であり、長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら、市場にて売却していく方針であること及び村瀬 晶久氏からは長期保有であることを口頭で説明を受けております。

当社といたしましては、本資金調達による調達資金を、更なる収益拡大を安定的に確立するための新規事業投資に充当し、当社の企業価値・株式価値の向上を図ることが、当社の中長期的な株式価値の向上につながり、その結果、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。また、今回の資金調達は目的達成のための必要最低限な金額であると判断しております。したがって、本新株式の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、当社の更なる事業規模の拡大と企業価値向上を図ることとした目的に対し、妥当な規模及び数量であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式数(株)	総議決権数に 対する所有議 決数の割合	割当後の 所有株式数(株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
新興支援投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田須田町2-8	1,529,706	18.89%	1,529,706	17.19%
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町1丁目6-1	174,400	2.15%	674,400	7.58%
早川 良一	千葉県印西市	483,900	5.98%	483,900	5.44%
KG1 ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	41/F CENTRAL PLAZA, 18 HARBOURROAD, WANCHAI, HONG KONG (東京都中央区日本橋3-11-1)	346,200	4.28%	346,200	3.89%
福光 一七	大阪府大阪市西成区	134,500	1.66%	334,500	3.76%
株式会社ジャパンシルパーリース	大阪府大阪市西区南堀江1-21-4	309,500	3.82%	309,500	3.48%
株式会社サイブリッジ	東京都中央区日本橋室町1丁目13-1	235,700	2.91%	235,700	2.65%
村瀬 昌久	東京都千代田区	100,000	1.23%	200,000	2.25%
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目7-1	195,500	2.41%	195,500	2.20%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目	119,835	1.48%	119,835	1.35%
計		3,629,241	44.81%	4,429,241	49.79%

(注) 1. 上記の割合は自己株式を除き、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2025年3月31日時点の株主名簿を基準としております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合の算出にあたっては、割当後の所有株式数に係る議決権の数を2025年3月31日現在の総議決権数に本新株式に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第60期有価証券報告書及び半期報告書(第61期中間)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日(2025年5月30日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日において変更の必要はないものと判断しております。

2. 設備の新設、除却等の計画

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第60期)における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」については、本有価証券届出書提出日(2025年5月30日)現在、以下のとおりとなっております。

(1) 重要な設備の新設等

セグメントの別	会社名 事業者名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完工予定 年月	完成後の 生産能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
投資事業	M & A グローバル・ パートナーズ 株式会社 (東京都中央区)	宿泊施設 (土地・建物)	555,200		第三者割 当増資資 金及び借 入金	令和7年 10月	令和10年 1月	(注2)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

3. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書(第60期 2024年6月21日提出)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2025年5月30日)現在までに、以下の臨時報告書を提出しております。

(2024年6月24日提出 臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2024年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額41,258,650円

ロ 効力発生日

2024年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 当社は、当社のグループ会社である株式会社トラストアドバイザーズとのオフィス統合を目的として、2024年8月に本社機能を菱華ビルディングへと移転することといたしました。これに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を、東京都港区から東京都中央区に変更するものであります。
- (2) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社より監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行えることができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第46条として新設するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、取締役全員(4名)は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、早川良太郎、宮村幸一を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、早川良一、村瀬晶久、李智賢を監査等委員に選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1988年10月28日開催の第24期定時株主総会において年額80百万円以内(ただし、使用人分給与を含まない。)と決議いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)の報酬等の額を、年額80百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするものであります。

第7号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、亀井孝衛を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	45,036	588	0	(注)1	可決 98.71
第2号議案 定款一部変更の件	45,235	389	0	(注)3	可決 99.15
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件					
早川 良太郎	44,842	782	0	(注)2	可決 98.29
宮村 幸一	44,788	836	0		可決 98.17
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
早川 良一	44,441	1,183	0	(注)2	可決 97.41
村瀬 晶久	44,580	1,044	0		可決 97.71
李 智賢	44,382	1,242	0		可決 97.28
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件	44,302	1,322	0	(注)1	可決 97.10
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	44,299	1,325	0	(注)1	可決 97.10
第7号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件					
亀井 孝衛	44,584	1,040	0	(注)2	可決 97.72

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

4. 業績の概要について

第61期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の業績の概要

2025年5月15日開催の取締役会で承認され、2025年5月15日に公表した第61期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、当該連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成したものではありません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,108,737	2,142,423
売掛金	211,919	151,650
有価証券	130	160
営業投資有価証券	191,384	234,196
棚卸資産	25,895	67,977
短期貸付金	-	750,500
その他	175,926	154,873
貸倒引当金	4,930	4,528
流動資産合計	2,709,063	3,497,253
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,496,212	1,392,251
減価償却累計額	621,109	514,961
建物及び構築物（純額）	875,103	877,289
機械装置及び運搬具	40,801	55,459
減価償却累計額	25,067	34,961
機械装置及び運搬具（純額）	15,734	20,497
工具、器具及び備品	198,522	188,207
減価償却累計額	180,830	171,942
工具、器具及び備品（純額）	17,692	16,264
土地	515,733	515,733
リース資産	46,237	72,877
減価償却累計額	2,563	7,538
リース資産（純額）	43,673	65,339
有形固定資産合計	1,467,937	1,495,123
無形固定資産		
のれん	83,252	75,130
その他	8,054	12,935
無形固定資産合計	91,306	88,065
投資その他の資産		
投資有価証券	10,000	10,000
関係会社株式	56,511	55,249
長期貸付金	100,000	157,700
繰延税金資産	28,728	17,235
その他	169,869	182,605
貸倒引当金	3,827	4,696
投資その他の資産合計	361,282	418,094
固定資産合計	1,920,527	2,001,283
資産合計	4,629,590	5,498,536

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	82,690	64,675
短期借入金	3,340	-
1年内償還予定の社債	40,000	-
1年内返済予定の長期借入金	372,025	274,092
未払費用	86,919	106,787
契約負債	245,055	259,553
未払金	75,086	72,954
未払法人税等	8,135	47,478
賞与引当金	25,500	23,549
預り金	108,008	98,077
金利スワップ	690	-
その他	54,719	96,808
流動負債合計	1,102,171	1,043,975
固定負債		
長期借入金	660,308	1,684,772
退職給付に係る負債	11,918	-
長期預り敷金保証金	130,785	110,522
繰延税金負債	142,065	139,630
その他	41,490	55,849
固定負債合計	986,567	1,990,774
負債合計	2,088,739	3,034,750
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,585,938	1,585,938
資本剰余金	109,730	109,730
利益剰余金	996,308	968,233
自己株式	196,453	226,615
株主資本合計	2,495,524	2,437,287
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	415	-
繰延ヘッジ損益	690	-
為替換算調整勘定	20,061	25,212
その他の包括利益累計額合計	18,955	25,212
新株予約権	1,200	1,200
非支配株主持分	25,170	86
純資産合計	2,540,850	2,463,786
負債純資産合計	4,629,590	5,498,536

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	7,680,703	7,788,787
売上原価	5,777,317	5,767,950
売上総利益	1,903,385	2,020,836
販売費及び一般管理費	1,853,694	1,973,215
営業利益	49,690	47,621
営業外収益		
受取利息	874	12,316
受取配当金	1	-
持分法による投資利益	3,914	5,072
受取手数料	36,961	47,643
為替差益	15,969	-
その他	10,653	7,347
営業外収益合計	68,374	72,380
営業外費用		
支払利息	13,052	15,733
社債利息	1,046	59
有価証券評価損	19	-
為替差損	-	14,515
リース解約損	-	3,500
その他	2,197	1,171
営業外費用合計	16,315	34,980
経常利益	101,749	85,020
特別利益		
固定資産売却益	212	-
新株予約権戻入益	2,175	-
関係会社株式売却益	-	18,265
特別利益合計	2,387	18,265
特別損失		
固定資産除却損	74	86
関係会社株式売却損	797	-
本社移転費用	13,210	-
固定資産売却損	-	0
特別損失合計	14,083	86
税金等調整前当期純利益	90,053	103,199
法人税、住民税及び事業税	21,953	52,408
法人税等調整額	14,746	4,076
法人税等合計	7,206	56,485
当期純利益	82,846	46,714
非支配株主に帰属する当期純利益	313	3,212
親会社株主に帰属する当期純利益	82,532	43,501

(連結包括利益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	当期純利益	82,846
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8,116	-
繰延ヘッジ損益	3,157	690
為替換算調整勘定	6,026	5,151
持分法適用会社に対する持分相当額	298	415
その他の包括利益合計	17,002	6,257
包括利益	99,848	52,971
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	99,535	49,758
非支配株主に係る包括利益	313	3,212

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,585,938	109,730	955,765	164,095	2,487,339
当期変動額					
剰余金の配当			41,989		41,989
親会社株主に帰属する 当期純利益			82,532		82,532
自己株式の取得				32,357	32,357
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	40,542	32,357	8,185
当期末残高	1,585,938	109,730	996,308	196,453	2,495,524

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	8,233	3,848	14,034	1,953	3,375	24,856	2,517,524
当期変動額							
剰余金の配当							41,989
親会社株主に帰属する 当期純利益							82,532
自己株式の取得							32,357
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7,818	3,157	6,026	17,002	2,175	313	15,141
当期変動額合計	7,818	3,157	6,026	17,002	2,175	313	23,326
当期末残高	415	690	20,061	18,955	1,200	25,170	2,540,850

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,585,938	109,730	996,308	196,453	2,495,524
当期変動額					
剰余金の配当			41,258		41,258
親会社株主に帰属する当期純利益			43,501		43,501
連結除外に伴う利益剰余金の増減額			28,622		28,622
自己株式の取得				30,162	30,162
在外連結子会社の機能通貨変更に伴う増減			1,695		1,695
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	28,075	30,162	58,237
当期末残高	1,585,938	109,730	968,233	226,615	2,437,287

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	415	690	20,061	18,955	1,200	25,170	2,540,850
当期変動額							
剰余金の配当							41,258
親会社株主に帰属する当期純利益							43,501
連結除外に伴う利益剰余金の増減額							28,622
自己株式の取得							30,162
在外連結子会社の機能通貨変更に伴う増減							1,695
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	415	690	5,151	6,257	-	25,083	18,826
当期変動額合計	415	690	5,151	6,257	-	25,083	77,064
当期末残高	-	-	25,212	25,212	1,200	86	2,463,786

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	90,053	103,199
減価償却費	104,259	121,424
のれん償却額	8,122	8,122
貸倒引当金の増減額（ は減少）	3,389	1,079
その他の引当金の増減額（ は減少）	5,853	949
受取利息及び受取配当金	875	12,316
支払利息及び社債利息	14,098	15,793
為替差損益（ は益）	21,464	13,728
持分法による投資損益（ は益）	3,914	5,072
助成金収入	4,270	-
関係会社株式売却損益（ は益）	797	18,265
固定資産売却損益（ は益）	212	0
固定資産除却損	74	86
本社移転費用	13,210	-
売上債権の増減額（ は増加）	20,662	11,962
営業投資有価証券の増減額（ は増加）	184,715	10,595
投資有価証券から営業投資有価証券への振替額	161,062	-
棚卸資産の増減額（ は増加）	112,949	51,063
仕入債務の増減額（ は減少）	4,175	89,549
預り金の増減額（ は減少）	19,248	9,460
預り敷金及び保証金の増減額（ は減少）	12,257	20,263
その他	23,441	19,782
小計	257,130	216,340
利息及び配当金の受取額	7,625	19,231
利息の支払額	13,355	16,024
法人税等の還付額	56,365	49,092
法人税等の支払額	147,652	9,687
助成金の受取額	4,270	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	164,384	258,953
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	426,115	128,427
有形固定資産の売却による収入	212	12,963
無形固定資産の取得による支出	1,000	10,418
定期預金の払戻による収入	-	150,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	8,715	62,891
短期貸付金の純増減額（ は増加）	-	738,500
長期貸付けによる支出	100,000	57,700
匿名組合出資金の払込による支出	29,238	-
その他	175	24,224
投資活動によるキャッシュ・フロー	565,032	859,197

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	6,464	28,468
短期借入金の増減額（は減少）	3,340	3,340
社債の償還による支出	160,000	40,000
長期借入れによる収入	320,000	1,439,324
長期借入金の返済による支出	164,443	512,793
自己株式の取得による支出	32,871	30,681
配当金の支払額	41,359	41,022
財務活動によるキャッシュ・フロー	81,798	783,017
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,480	856
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	473,965	183,630
現金及び現金同等物の期首残高	2,402,242	1,928,277
現金及び現金同等物の期末残高	1,928,277	2,111,907

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会において経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に事業の種類別に連結子会社を設置しており、これらの各連結子会社を事業単位として包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは事業別のセグメントから構成されており、事業規模に応じて「不動産事業」、「ホテル事業」及び「投資事業」の3つを報告セグメントとしております。

「不動産事業」は、賃貸マンション等の管理業務、不動産売買業務及び家賃保証業務を行っております。「ホテル事業」は、ホテルの運営を行っております。「投資事業」は国内及び南・東南アジアを中心とした海外投資事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載に準拠した方法であります。

また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部売上高及び内部振替高等は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、3、 4	連結財務諸 表上の金額 (注) 5
	不動産事業	ホテル事業	投資事業	計				
売上高								
顧客との契約から生 じる収益	1,577,326	1,032,132	48,602	2,658,060	402,623	3,060,684	-	3,060,684
その他の収益(注) 6	4,620,018	-	-	4,620,018	-	4,620,018	-	4,620,018
外部顧客への売上高	6,197,344	1,032,132	48,602	7,278,079	402,623	7,680,703	-	7,680,703
セグメント間の内部 売上高又は振替高	17,370	2,368	-	19,738	-	19,738	19,738	-
計	6,214,714	1,034,500	48,602	7,297,818	402,623	7,700,441	19,738	7,680,703
セグメント利益 又は損失()	236,213	11,430	29,366	254,149	12,856	267,005	217,315	49,690
セグメント資産	1,380,786	1,820,860	380,046	3,581,694	161,218	3,742,913	886,677	4,629,590
その他の項目								
減価償却費	13,296	84,630	-	97,926	3,894	101,821	2,438	104,259
のれんの償却額	-	8,122	-	8,122	-	8,122	-	8,122
持分法投資利益	-	-	-	-	3,914	3,914	-	3,914
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	411,990	72,411	-	484,401	3,861	488,262	707	488,970

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、IT関連事業、食品関連事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 217,315千円は、主に管理部門にかかる人件費及び経費であります。

3. セグメント資産及び減価償却費の調整額は、各報告セグメントへ配分していない全社資産及び減価償却費であります。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントへ配分していない全社資産であります。

5. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

6. 「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号2007年3月30日)に基づく賃貸収入が含まれています。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、3、 4	連結財務諸 表上の金額 (注) 5
	不動産事業	ホテル事業	投資事業	計				
売上高								
顧客との契約から生 じる収益	1,958,441	1,137,032	2,000	3,097,473	232,152	3,329,626	-	3,329,626
その他の収益(注) 6	4,459,161	-	-	4,459,161	-	4,459,161	-	4,459,161
外部顧客への売上高	6,417,602	1,137,032	2,000	7,556,634	232,152	7,788,787	-	7,788,787
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	1,558	-	1,558	-	1,558	1,558	-
計	6,417,602	1,138,590	2,000	7,558,193	232,152	7,790,345	1,558	7,788,787
セグメント利益 又は損失()	251,315	30,473	21,268	199,573	27,037	226,610	178,989	47,621
セグメント資産	1,486,170	2,426,904	544,530	4,457,604	-	4,457,604	1,040,931	5,498,536
その他の項目								
減価償却費	25,847	93,231	-	119,079	240	119,319	2,104	121,424
のれんの償却額	-	8,122	-	8,122	-	8,122	-	8,122
持分法投資利益	-	-	-	-	5,072	5,072	-	5,072
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	62,025	97,219	-	159,245	154	159,400	10,792	170,192

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、IT関連事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 178,989千円は、主に管理部門にかかる人件費及び経費であります。

3. セグメント資産及び減価償却費の調整額は、各報告セグメントへ配分していない全社資産及び減価償却費であります。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントへ配分していない全社資産であります。

5. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

6. 「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく賃貸収入が含まれています。

(関連情報)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当連結会計年度におきまして総販売実績に対する割合が100分の10以上の販売先がありませんので記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当連結会計年度におきまして総販売実績に対する割合が100分の10以上の販売先がありませんので記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	不動産事業	ホテル事業	投資事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	8,122	-	-	-	8,122
当期末残高	-	83,252	-	-	-	83,252

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	不動産事業	ホテル事業	投資事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	8,122	-	-	-	8,122
当期末残高	-	75,130	-	-	-	75,130

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	304.72円	303.84円
1株当たり当期純利益	9.91円	5.32円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	82,532	43,501
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	82,532	43,501
期中平均株式数(千株)	8,331	8,176
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	株式会社ストライダーズ 第9回新株予約権4,000個 (新株予約権1個につき普通株式100株)	株式会社ストライダーズ 第9回新株予約権4,000個 (新株予約権1個につき普通株式100株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

5. 自己株式の取得状況等について

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年5月30日)までの間において、以下のとおり自己株式を取得しております。

(2024年7月4日提出の自己株券買付状況報告)

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当なし

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2024年6月30日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2023年12月5日)での決議状況 (取得期間 2023年12月6日~2024年12月5日)	100,000		30,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	6月5日	400	91,000
	6月7日	300	67,800
	6月13日	200	45,600
	6月17日	300	69,300
	6月18日	300	69,900
	6月19日	300	69,600
計	1,800		413,200
報告月末現在の累計取得自己株式	68,800		14,867,800
自己株式取得の進捗状況(%)	68.80		49.56

(注1) 取得期間及び報告月における取得自己株式は約定ベースで記載しております。

(注2) 自己株式取得の方法は東京証券取引所による市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

該当なし

3 [保有状況]

2024年6月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	8,912,089
保有自己株式数	682,269

(注) 保有自己株式数につきましては、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

(2024年8月6日提出の自己株券買付状況報告)

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当なし

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2024年7月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
株主総会(2023年12月5日)での決議状況 (取得期間 2023年12月6日~2024年12月5日)	100,000		30,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	7月1日	300	67,200
	7月2日	300	67,500
	7月3日	300	68,100
	7月4日	300	68,100
	7月5日	600	135,900
	7月9日	300	68,100
	7月10日	300	68,100
	7月11日	1,200	270,600
	7月12日	300	67,200
	7月16日	500	112,300
	7月17日	200	44,800
	7月18日	300	67,200
	7月19日	600	135,900
	7月22日	100	22,600
	7月23日	500	113,800
	7月25日	600	135,900
	7月26日	400	90,300
	7月30日	300	68,400
	7月31日	300	68,400
計		7,700	1,740,400
報告月末現在の累計取得自己株式	76,500		16,608,200
自己株式取得の進捗状況(%)	76.50		55.36

(注1) 取得期間及び報告月における取得自己株式は約定ベースで記載しております。

(注2) 自己株式取得の方法は東京証券取引所による市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

該当なし

3 [保有状況]

2024年7月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	8,912,089
保有自己株式数	689,969

(注) 保有自己株式数につきましては、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

(2024年9月12日提出の自己株券買付状況報告)

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当なし

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2024年8月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2023年12月5日)での決議状況 (取得期間 2023年12月6日~2024年12月5日)	100,000		30,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	8月1日	800	180,100
	8月2日	1,800	402,300
	8月5日	5,800	1,130,100
	8月6日	4,000	691,000
	8月7日	2,000	372,000
	8月8日	1,300	245,000
	8月9日	300	60,600
	8月13日	2,000	380,000
	8月14日	1,000	191,000
	8月15日	1,000	190,000
	8月16日	1,300	257,600
	8月19日	300	59,100
	8月20日	1,000	198,000
	8月22日	500	100,500
	8月23日	400	80,800
計		23,500	4,538,100
報告月末現在の累計取得自己株式	100,000		21,146,300
自己株式取得の進捗状況(%)	100.00		70.49

(注1) 取得期間及び報告月における取得自己株式は約定ベースで記載しております。

(注2) 自己株式取得の方法は東京証券取引所による市場買付とすることを決議しております。

2024年8月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2024年8月23日)での決議状況 (取得期間 2024年8月26日~2025年8月25日)	100,000		30,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	8月26日	2,500	501,500
	8月27日	1,000	201,000
	8月28日	1,400	278,200
	8月29日	800	159,200
	8月30日	1,000	199,000
計	6,700		1,338,900
報告月末現在の累計取得自己株式	6,700		1,338,900
自己株式取得の進捗状況(%)	6.70		4.46

(注1)取得期間及び報告月における取得自己株式は約定ベースで記載しております。

(注2)自己株式取得の方法は東京証券取引所による市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

該当なし

3 [保有状況]

2024年8月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	8,912,089
保有自己株式数	720,199

(注) 保有自己株式数につきましては、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

(2024年10月11日提出の自己株券買付状況報告)

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当なし

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2023年12月5日)での決議状況 (取得期間 2023年12月6日~2024年12月5日)	100,000		30,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	月 日		
計			
報告月末現在の累計取得自己株式	100,000		21,146,300
自己株式取得の進捗状況(%)	100.00		70.49

(注1) 取得期間及び報告月における取得自己株式は約定ベースで記載しております。

(注2) 自己株式取得の方法は東京証券取引所による市場買付とすることを決議しております。

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2024年8月23日)での決議状況 (取得期間 2024年8月26日~2025年8月25日)	100,000		30,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	9月2日	500	100,000
	9月3日	100	19,900
	9月4日	5,200	1,021,000
	9月5日	100	19,700
	9月6日	1,200	237,400
	9月9日	800	155,200
	9月10日	100	19,600
	9月11日	1,200	235,000
	9月12日	500	99,200
	9月13日	1,200	236,600
	9月18日	1,000	198,000
	9月19日	500	100,000
	9月20日	500	100,000
計		12,900	2,541,600
報告月末現在の累計取得自己株式	19,600		3,880,500
自己株式取得の進捗状況(%)	19.60		12.94

(注1) 取得期間及び報告月における取得自己株式は約定ベースで記載しております。

(注2) 自己株式取得の方法は東京証券取引所による市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

該当なし

3 [保有状況]

2024年9月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	8,912,089
保有自己株式数	733,099

(注) 保有自己株式数につきましては、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

(2024年11月14日提出の自己株券買付状況報告)

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当なし

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2024年10月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2023年12月5日)での決議状況 (取得期間 2023年12月6日~2024年12月5日)	100,000		30,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	月 日		
計			
報告月末現在の累計取得自己株式	100,000		21,146,300
自己株式取得の進捗状況(%)	100.00		70.49

(注1) 取得期間及び報告月における取得自己株式は約定ベースで記載しております。

(注2) 自己株式取得の方法は東京証券取引所による市場買付とすることを決議しております。

2024年10月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2024年8月23日)での決議状況 (取得期間 2024年8月26日~2025年8月25日)	100,000		30,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)			
	10月1日	500	101,000
	10月2日	700	141,200
	10月3日	1,500	299,500
	10月4日	1,000	198,000
	10月7日	500	101,000
	10月8日	500	101,000
	10月9日	400	81,200
	10月10日	1,000	200,000
	10月11日	1,000	199,500
	10月15日	200	40,000
	10月16日	2,000	397,000
	10月17日	1,000	200,400
	10月18日	300	59,600
	10月21日	500	100,500
	10月22日	1,000	199,000
	10月23日	500	100,500
	10月24日	600	121,000
	10月25日	1,500	299,000
	10月28日	1,000	196,000
	10月30日	500	100,000
	10月31日	1,000	202,000
計		17,200	3,437,400
報告月末現在の累計取得自己株式	36,800		7,317,900
自己株式取得の進捗状況(%)	36.80		24.39

(注1) 取得期間及び報告月における取得自己株式は約定ベースで記載しております。

(注2) 自己株式取得の方法は東京証券取引所による市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

該当なし

3 [保有状況]

2024年10月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	8,912,089
保有自己株式数	750,299

(注) 保有自己株式数につきましては、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

(2024年12月9日提出の自己株券買付状況報告)

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当なし

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2024年11月30日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2023年12月5日)での決議状況 (取得期間 2023年12月6日~2024年12月5日)	100,000	30,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	月 日	
計		
報告月末現在の累計取得自己株式	100,000	21,146,300
自己株式取得の進捗状況(%)	100.00	70.49

(注1) 取得期間及び報告月における取得自己株式は約定ベースで記載しております。

(注2) 自己株式取得の方法は東京証券取引所による市場買付とすることを決議しております。

2024年11月30日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2024年8月23日)での決議状況 (取得期間 2024年8月26日~2025年8月25日)	100,000		30,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	11月1日	600	119,900
	11月5日	200	40,000
	11月6日	500	100,000
	11月7日	100	20,000
	11月8日	1,600	318,800
	11月11日	500	105,000
	11月12日	2,000	396,000
	11月13日	1,500	299,500
	11月14日	1,200	240,300
	11月15日	1,500	298,000
	11月18日	1,000	199,000
	11月19日	2,000	395,000
	11月20日	1,100	216,600
	11月21日	2,000	393,000
	11月22日	1,000	196,000
	11月25日	1,000	195,000
	11月26日	800	156,800
	11月27日	2,400	468,600
	11月28日	300	58,800
	11月29日	1,000	194,000
計		22,300	4,410,300
報告月末現在の累計取得自己株式		59,100	11,728,200
自己株式取得の進捗状況(%)		59.10	39.09

(注1) 取得期間及び報告月における取得自己株式は約定ベースで記載しております。

(注2) 自己株式取得の方法は東京証券取引所による市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

該当なし

3 [保有状況]

2024年11月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	8,912,089
保有自己株式数	772,599

(注) 保有自己株式数につきましては、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

(2025年1月14日提出の自己株券買付状況報告)

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当なし

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2024年12月31日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2023年12月5日)での決議状況 (取得期間 2023年12月6日~2024年12月5日)	100,000	30,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	月 日	
計		
報告月末現在の累計取得自己株式	100,000	21,146,300
自己株式取得の進捗状況(%)	100.00	70.49

(注1) 取得期間及び報告月における取得自己株式は約定ベースで記載しております。

(注2) 自己株式取得の方法は東京証券取引所による市場買付とすることを決議しております。

2024年12月31日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年8月23日)での決議状況 (取得期間 2024年8月26日~2025年8月25日)	100,000	30,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	12月2日	1,000
	12月3日	1,000
	12月4日	2,000
	12月5日	1,000
	12月6日	500
	12月9日	500
	12月10日	1,500
	12月11日	500
	12月12日	600
	12月13日	1,500
	12月16日	1,000
	12月17日	1,000
	12月18日	1,300
	12月19日	2,500
	12月20日	500
	12月23日	1,500
計	17,900	3,552,100
報告月末現在の累計取得自己株式	77,000	15,280,300
自己株式取得の進捗状況(%)	77.00	50.93

(注1) 取得期間及び報告月における取得自己株式は約定ベースで記載しております。

(注2) 自己株式取得の方法は東京証券取引所による市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

該当なし

3 [保有状況]

2024年12月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	8,912,089
保有自己株式数	790,499

(注) 保有自己株式数につきましては、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

(2025年2月14日提出の自己株券買付状況報告)

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当なし

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2025年1月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2024年8月23日)での決議状況 (取得期間 2024年8月26日~2025年8月25日)	100,000		30,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	1月8日	500	100,500
	1月9日	600	121,500
	1月10日	100	20,300
	1月14日	500	103,000
	1月15日	1,500	304,500
	1月17日	500	106,000
	1月20日	500	107,000
	1月21日	500	107,000
	1月22日	1,000	210,500
	1月23日	500	106,500
	1月24日	1,000	210,000
	1月29日	500	108,500
	1月30日	500	107,500
	1月31日	100	21,600
計		8,300	1,734,400
報告月末現在の累計取得自己株式	85,300		17,014,700
自己株式取得の進捗状況(%)	85.30		56.72

(注1) 取得期間及び報告月における取得自己株式は約定ベースで記載しております。

(注2) 自己株式取得の方法は東京証券取引所による市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

該当なし

3 [保有状況]

2025年1月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	8,912,089
保有自己株式数	798,799

(注) 保有自己株式数につきましては、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

(2025年3月11日提出の自己株券買付状況報告)

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当なし

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2025年2月28日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2024年8月23日)での決議状況 (取得期間 2024年8月26日～2025年8月25日)	100,000		30,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	2月3日	500	107,500
	2月4日	500	105,500
	2月5日	500	106,500
	2月6日	500	107,000
	2月13日	500	106,500
	2月17日	300	65,700
	2月20日	300	67,500
	2月21日	300	67,500
	2月25日	100	22,800
	2月26日	300	69,900
	2月27日	300	70,500
	2月28日	300	69,900
計		4,400	966,800
報告月末現在の累計取得自己株式	89,700		17,981,500
自己株式取得の進捗状況(%)	89.70		59.94

(注1) 取得期間及び報告月における取得自己株式は約定ベースで記載しております。

(注2) 自己株式取得の方法は東京証券取引所による市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

該当なし

3 [保有状況]

2025年2月28日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	8,912,089
保有自己株式数	803,199

(注) 保有自己株式数につきましては、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

(2025年4月11日提出の自己株券買付状況報告)

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当なし

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2024年8月23日)での決議状況 (取得期間 2024年8月26日~2025年8月25日)	100,000		30,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	3月4日	600	143,100
	3月5日	200	47,400
	3月6日	300	72,600
	3月7日	300	72,000
	3月11日	600	152,700
	3月12日	300	75,300
	3月13日	300	76,200
	3月14日	300	73,500
	3月17日	300	75,000
	3月18日	300	75,300
	3月19日	300	75,000
	3月21日	400	98,600
	3月24日	100	25,200
計		4,300	1,061,900
報告月末現在の累計取得自己株式	94,000		19,043,400
自己株式取得の進捗状況(%)	94.00		63.48

(注1) 取得期間及び報告月における取得自己株式は約定ベースで記載しております。

(注2) 自己株式取得の方法は東京証券取引所による市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

該当なし

3 [保有状況]

2025年3月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	8,912,089
保有自己株式数	807,499

(注) 保有自己株式数につきましては、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

(2025年5月15日提出の自己株券買付状況報告)

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当なし

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2025年4月30日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2024年8月23日)での決議状況 (取得期間 2024年8月26日~2025年8月25日)	100,000		30,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	4月1日	300	69,600
	4月2日	300	69,000
	4月3日	300	69,900
	4月4日	600	134,700
	4月7日	1,500	300,000
	4月8日	500	103,500
	4月10日	300	63,300
	4月11日	800	177,000
	4月14日	300	69,600
	4月15日	300	74,400
	4月16日	300	75,000
計		5,500	1,206,000
報告月末現在の累計取得自己株式	99,500		20,249,400
自己株式取得の進捗状況(%)	99.50		67.5

(注1) 取得期間及び報告月における取得自己株式は約定ベースで記載しております。

(注2) 自己株式取得の方法は東京証券取引所による市場買付とすることを決議しております。

2 [処理状況]

該当なし

3 [保有状況]

2025年4月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	8,912,089
保有自己株式数	812,999

(注) 保有自己株式数につきましては、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第60期)	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2024年6月21日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第61期中)	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	2024年11月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年 6月21日

株式会社ストライダーズ
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 浅井 清澄
業務執行社員

指定社員 公認会計士 丸山 清志
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライダーズの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストライダーズ及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ホテル事業セグメントの固定資産の減損損失の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2024年3月31日現在のセグメント情報において、ホテル事業のセグメント資産を1,820,860千円計上しており、総資産に占める割合は39%である。これにはのれん83,252千円が含まれている。</p> <p>したがって、減損損失が生じた場合、グループ会社に与える影響は重要である。</p> <p>また、会社は、資産グループにおいて営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている、経営環境が著しく悪化している等、減損が生じている可能性を示す事象が認められる場合に減損の兆候があると判定している。</p> <p>したがって、のれんを含む固定資産の金額的重要性が高く、経営者による見積りの不確実性が高いため、当監査法人は固定資産の減損の兆候の検討が、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損の兆候を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>減損の兆候の有無に影響する事象を把握するために、取締役会等の議事録の閲覧及び経営管理者への質問を実施した。</p> <p>ホテルの事業環境の現況及び将来予測を理解するため、取締役会などに報告されている資料の他、所在地の各市が発行する観光統計に関するレポートなどを通読し、その内容が経営者の見積りの前提となっている事業環境と整合しているかを検討した。</p> <p>市場価格の下落の判断について、不動産鑑定評価を入手し、市場価格の合理性について検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ストライダーズの2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ストライダーズが2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. X B R L データは、監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月21日

株式会社ストライダーズ
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 清澄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 丸山 清志

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライダーズの2023年4月1日から2024年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストライダーズの2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、関係会社株式を603,930千円計上しており、その残高は総資産の25%を占めている。</p> <p>当該関係会社株式は移動平均法による原価法を採用しているが、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、5年以内の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理が必要となる。</p> <p>会社は関係会社株式を複数保有しており、関係会社株式は貸借対照表において金額的重要性が高い科目である。また、関係会社株式の実質価額の評価には経営者による見積りや判断を伴う。</p> <p>したがって、当該関係会社株式の金額的重要性が高く、実質価額の評価に対する経営者による見積りの不確実性が高いため、当監査法人は当該株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>事業環境の現況及び将来予測を理解するため、取締役会などに報告されている資料などを通読し、その内容が経営者の見積りの前提となっている事業環境と整合しているかを検討した。</p> <p>関係会社株式の減損の検討が、実質価額と帳簿価額との対比により、漏れなく正確に実施されているかを関連資料の査閲と関連数値との照合により検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. X B R L データは、監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月8日

株式会社ストライダーズ
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉原 浩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 丸山 清志

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライダーズの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストライダーズ及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。